

**銭湯応援プロジェクトに係る企画及び運営に係る業務
受託候補者の選定に係る評価基準**

令和7年5月30日決定

(目的)

第1条 銭湯応援プロジェクトに係る企画及び運営に係る業務受託候補者選定要綱（以下「選定要綱」という。）第5条に基づき参加者から提出された企画提案書について、選定要綱第7条の規定により、受託候補者を選定するための評価基準を定める。

(評価項目及び評価基準)

第2条 企画提案書の評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点	配点
業務実施能力及び経験 (20点)	提案内容を実現できる業務実施体制（業務の達成手段）が整っている。	10
	類似業務に関わった実績や経験を踏まえ、効果的な業務遂行が可能である。	10
業務内容における企画及び提案力 (70点)	多くの市民が、京都ならではの銭湯文化に親しむことができるような、多数の参加者が見込まれる企画となっている。	10
	多くの市民が、京都の銭湯及び本企画に魅力を感じるようなスタンプラリーのデザインとなっている。	10
	費用対効果を高める工夫がされており、次年度以降も継続し得る企画となっている。	15
	キックオフイベント及びスタンプラリーイベントの開始前に市民向けに十分な広報活動を行う提案となっている。	20
	創造性及び独創性があり、京都銭湯の隠れた魅力を発掘する提案となっている。	15
見積額（5点）	以下の式により配点する。ただし、小数点以下は切り捨てる。 $5 \text{点} \times (\text{受託希望者中の最低見積額}) / (\text{各受託希望者の見積額})$	5
市内中小企業の評価（5点）	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか。	5
合計		100

(選定方法及び評価点)

第3条 選定要綱第7条に定める選定を行う際の評価は、前条に掲げる評価項目、評価基準に基づき、別に定める選定評価表（別紙様式）により評価を行う。

2 受託候補者選定委員会は、各委員による採点結果の合計点を参加者の評価点とする。（各委員100点満点、合計300点満点）

3 評価点から受託希望額に係る採点結果の合計点を控除した点数（以下「控除後評価点」という。）が200点を超え、かつ、審査に参加した者が協議のうえ最も評価が高かった参加者を受託候補者とする。

4 参加者が1者の場合は、控除後評価点が200点を超えたとき、当該参加者を受託候補者とする。